

みんないきいき

男女共同
参画社会



姫路市

男女共同参画とは

平成11年(1999年)に、「男女共同参画社会基本法」という法律が、衆議院・参議院ともに全会一致で成立しました。この基本法は、男女共同参画社会について、「男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。「参画」という言葉は、単に「参加」するだけではなく、意思決定について主体的にかかわるということの意味しているとされています。

とはいっても、この「男女共同参画」という言葉、まだ聞き慣れないし、なんだか難しそうだと思う方も多いのではないのでしょうか。

性による差別の禁止は、日本国憲法にもうたわれています。また、この理念に基づいて法整備も進んできました。しかし、性別による固定的な役割分担意識や偏見は、私たちの意識や慣行の中に、いまだに根強く残っています。「男だから、女だから」という理由で生き方や人生の選択に制限を及ぼし、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪うことがあっては問題です。

だからこそ、男性と女性が互いにその人権を尊重し、対等に社会・家庭・地域を担い、喜びも責任もともに分かち合いつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるような、男女共同参画の仕組み作りが必要なのです。

男女共同参画社会づくりはなぜ必要なのでしょう

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられています。男女共同参画社会を形成することは、なぜそれほど重要なのでしょう。

まず、「人権の尊重」があります。現在の日本では、日本国憲法をはじめ教育基本法、労働基準法、民法など法のうえでは「男女平等」が保障された形になっています。しかし、職場や家庭、地域社会などあらゆる場面において、大事な意思決定の場に女性が加わることができなかつたり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多いのが現状です。たとえば、国連が毎年発表する女性の社会参画度のランキングにおいては、経済の発達した国々のなかでは最低レベルで、特に女性の管理職の割合などは、開発途上国の平均にもとどかないというありさまです。

人権への配慮、特に女性の人権への配慮は、国際社会で名誉ある地位を占めるためには、欠くことのできない重要な基準です。



「男女共同参画」によって「男女平等」の意識を社会に浸透させる必要があります。

次に、「少子高齢社会への対応」の問題があります。少子高齢社会の進行は、避けられない事態として私たちの前にあります。少子化の進行は、社会を支える現役世代の減少をもたらします。経済活動を支える労働力が減少するのですから、この傾向が強まれば、日本の経済規模は縮小する可能性が高いでしょう。国や地方公共団体を支える財源も減ることになると思われます。と同時に、日本社会は、これまで人類が経験したことのない速度で高齢社会に突入していくといわれています。となると、高齢者を支えるための財政基盤をさらに充実させることが必要になります。でも、それを支えるはずの現役世代の人口が減少するのですからたいへんです。このままでは、社会保障制度を維持することが困難となってくるかもしれません。

これらに対応するためにも、これまで社会活動への参加・参画が十分に保証されてこなかった女性の社会参画が必要なのです。少子化で減少しつつある労働力を、女性の社会参加・参画で支える必要があるからです。少子高齢社会に備えるためにも、これまで男性中心で支えてきた社会を男性と女性がともに支える仕組みを作ることが必要なのです。

女性の社会進出が進むと ますます少子化が深刻になるのでは？

「女性が働くようになると、ますます少子化が進むのではないかと心配される方もいるかもしれません。実は、現在、経済の発達した国で、少子化から脱出できていない国々（日本、イタリア、スペインなど）には、働き方が柔軟になっていない、女性の労働参加が低い、男女の役割分担意識が強いという三つの共通した特徴があります。逆にいえば、男女ともに家庭と仕事の両立ができるような働き方ができ、女性が働きにでていて、男性が家事や育児に参加している国ほど、少子化をストップさせることに成功しているのです。

もちろん、以前はそうではありませんでした。1970年頃は、家庭に女性がいる割合が高い国の方が、出生率は高かったのです。でも、今は、それが逆転しているのです。なぜなら、女性の多くが労働参加している国々では、女性が働きながら出産し、仕事を継続できるように社会の仕組みを変えてきたからです。また、女性の社会参加によって、男性の家事や育児への参加も広がりました。こうして、出産や育児を、社会的に、また家族の協力で支える仕組みを作り出してきたのです。

少子化に対応するためにも、本格的な男女共同参画の仕組み作りが必要なのです。



仕事と生活の調和の推進

男女がともに社会で活躍する男女共同参画社会を進めるには、ひとつの大きな条件があります。それは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進です。つまり、子育て期の女性に限らず、男性も女性も、老いも若きも、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望にしたがってバランスよく展開できるようにすることです。このことは「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤にもなります。

そのためには、労働時間の短縮や柔軟な労働時間制度の導入が大切です。男女ともにきちんと仕事をするとともに、共に子育てや家事、介護、さらにボランティアなどの地域活動が十分できるような働き方を整備するのです。



子どもたちの未来のために

夫婦で働き、夫婦で家事も育児も分担できるワーク・ライフ・バランス型の働き方は、子どもの発達にとっても意味があります。

かつて日本社会では、いろいろな人が子育てにかかわっていました。両親ばかりでなく、祖父母や兄姉、さらに近所の大人や子どもが、子どもの成長を支えてきました。

しかし、高度経済成長後の日本では、核家族化の進行と、男性のサラリーマン化の一方で、母親だけが子育ての主な担い手という状況を生み出しました。祖父母や近所の子育て力もすっかり弱くなってしまったのです。子どもの成長には、多様な人格との深いかわりが必要で、子どものためにも、お母さんだけが育児をするのではなく、男女共同で、しかも、家庭だけでなく地域も巻き込んで、子育てをすることができる仕組みが必要ではないでしょうか。

もし、こんな男女共同参画の子育てが可能になれば、子どもたちも、家庭や地域のお父さんお母さん、異世代の子ども、お年寄りなど、いろいろな人格とふれあう中で、コミュニケーションの力や思いやりの心、家族や地域への愛情を、今以上にはぐむことができるでしょう。

お母さんたちも、これまでのように孤立した子育てでストレスを感じることから解放されます。社会参加の機会も広がるでしょう。それは、子どもにも良い影響を与えるはずで、

男性にとっても、子育てに参加したり、身近な子どもたちと接触することは、人間の幅が広がるとともに、家族や地域の関係も深まるなど、大きな意味をもつことでしょう。



人と人の絆を大事にする 共同参画社会の実現へ

これからの時代、国際社会の動きに対応するためにも、また、少子高齢社会に備えるためにも、男女共同参画社会の形成はきわめて重要な意味をもっています。しかし、社会的な制度の整備の遅れとともに、男女の役割分担という点で、まだまだ古い考え方が残っているため、なかなか男女共同参画は進んでいません。変化の時代に対応するために、私たちの生活スタイルや意識を、少しずつ変えていく必要があります。

そのためにも、この問題について、家庭で、学校で、職場で、そして地域で、男女でともに話し合っていくことが重要です。

男女共同参画社会の実現を通じて、人々が知恵を出し合い、社会の仕組みをよりよいものにすることが求められています。なかでも、少子高齢社会である日本社会にとって、人と人との絆を今まで以上に大切にすることが極めて重要になります。これまでのように、一方の性が重要なことを決め、他方の性が脇におかれるというような社会の仕組みでは、強い絆はつくれません。男女がお互いの考えを対等に出し合い、社会、家庭、地域等あらゆる分野において、対等に意思決定や政策・方針決定過程にかかわることが、ほんとうに強い人と人の絆を生み出すのではないのでしょうか。

子どもたちの未来のために、そして、私たち一人ひとりの人間らしい豊かな生活のために、男女共同参画について、考えてみてくださいませんか。



姫路市の取り組み

本市では、すべての市民が人権尊重を基調に性や世代にとらわれることなく一人ひとりの個性、資質、能力を認め合い、それらを十分に発揮し、支え合って暮らせる都市の実現を目指して、平成13年(2001年)3月に、「姫路市男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランに基づき、男女共同参画推進センター(愛称あいめっせ)の整備をはじめとして、さまざまな施策を推進してきました。

平成19年(2007年)3月には、社会経済情勢の変化や法律の整備等に対応するため、このプランを見直すとともに、後期実施計画を定めた「姫路市男女共同参画プラン(改訂版)」を策定し、より一層男女共同参画施策の推進を図り、男女共同参画社会の形成に向け、関係機関をはじめ広く市民の皆様と一体となって取り組んでいこうとしております。

プランの基本理念

- ①男女の人権が尊重される社会
- ②男女が対等に参画し、責任を担う社会
- ③あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会

プランの基本目標

- ①人権尊重をめざす市民意識の育成
- ②男女平等をめざす教育・学習の充実
- ③あらゆる分野での男女共同参加・参画の促進
- ④女性の労働権の確立と両性の対等な就業条件・環境の整備
- ⑤生涯を通じた女性の心身の健康づくり
- ⑥少子・高齢社会における福祉の充実

プランの特色

- ①6つの重点施策事項を設定するとともに、施策の実効性を高めるため17の指標を掲げ目標値を設定しています。
- ②あらゆる年齢層の男女に身近に感じられるよう、分かりやすい表現に努めています。
- ③意識調査の結果等をはじめ、姫路市の実態を反映しています。



男女共同参画が実現するとこんな社会になります

家庭では…

- ◆ 家族みんなで積極的に家事、子育て、介護などに参画し、喜びも責任もわかち合っています。
- ◆ お互いが協力することで絆の強い家族を作っています。
- ◆ 家族みんなが笑顔で、家族の夢を支えあい、ゆとりのある毎日を過ごしています。



地域では…

- ◆ 社会の慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重され、男女がともに地域活動に参加しています。
- ◆ 地域活動を通して、地域の間関係が密接になり、誰もが地域の一員として、自分のまちの住み良さを実感しています。

学校では…

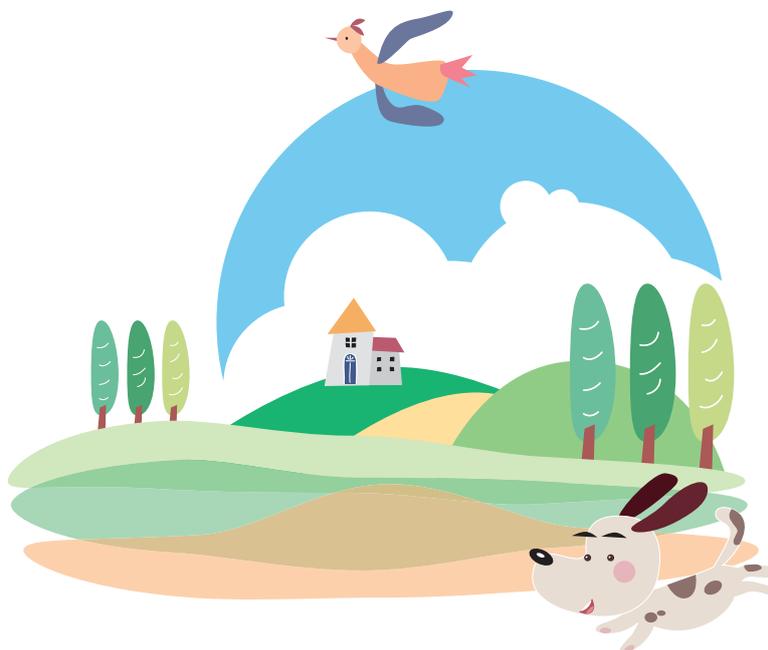
- ♣ 発達段階に応じて、友だちや家族との人間関係のあり方を学ぶとともに、相互に人格を尊重することの大切さを学んでいます。
- ♣ 性別にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、主体的に学び、考え、行動する子どもが育っています。
- ♣ 進学、就職などにあたっては、個人の意思や能力を尊重した進路選択がなされています。



職場では…

- ♥ 働きやすい職場が増えて、男女がともにゆとりと充実感を持って、いきいきと働いています。
- ♥ 募集・採用、職種・昇進や賃金などで男女の均等な機会と待遇が確保され、個性、能力、意欲などが十分に発揮されています。
- ♥ 家族と過ごす時間が増え、地域活動や自己啓発活動にも参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれています。





監修 伊藤公雄 (いとうきみお)

京都大学大学院文学研究科・文学部教授
京都大学文学部哲学科社会学専攻卒業
京都大学大学院文学研究科博士課程修了
イタリア政府給費留学生としてミラノ大学政治学部留学

○主な著書に

『ジェンダーで学ぶ社会学 新版』(世界思想社)、
『「男女共同参画」が問いかけるもの』(インパクト出版会)、
『「男らしさ」という神話』(NHK出版)、
『男性学入門』(作品社)など。

○主な社会活動に

内閣府男女共同参画会議基本問題専門調査会委員、
同・女性に対する暴力に関する専門調査会委員、
兵庫県男女共同参画審議会委員、
姫路市男女共同参画プラン推進懇話会副会長など。

姫路市男女共同参画啓発パンフレット「みんないきいき男女共同参画社会」

発行 平成20年(2008年)1月

〒670-0012 姫路市本町68番地290イーグレひめじ3階(あいめっせ内)

姫路市 市民局 市民参画部 男女共同参画推進課

TEL : 079-287-0803 FAX : 079-287-0805

姫路市HP : <http://www.city.himeji.hyogo.jp>

E-mail : danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp